

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 5月12日
【計算期間】	第2期（自 平成28年 2月16日 至 平成29年 2月14日）
【ファンド名】	米ドル建て好金利債券ファンド（為替ヘッジあり）2015-02 米ドル建て好金利債券ファンド（為替ヘッジなし・早期償還条項付）2015-02
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主として利子収益の確保をめざして運用を行います。

「米ドル建て好金利債券ファンド(為替ヘッジあり)2015-02」

信託金の限度額は、400億円です。

「米ドル建て好金利債券ファンド(為替ヘッジなし・早期償還条項付)2015-02」

信託金の限度額は、200億円です。

各ファンド合計で400億円を上限とします。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
追加型	海外	不動産投信	MRF	特殊型 ()
	内外	その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

属性区分表

「米ドル建て好金利債券ファンド(為替ヘッジあり)2015-02」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	日経225	ブル・ベア型
一般 大型株	年2回	日本	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
中小型株	年4回	北米				
債券	年6回	欧州				
一般	(隔月)	アジア	ファンズ	なし	その他 ()	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
公債	年12回	オセアニア				
社債	(毎月)	中南米				
その他債券	日々	アフリカ				
クレジット 属性 ()	その他 ()	中近東 (中東)	エマージング	なし	その他 ()	その他 ()
不動産投信						
その他資産 ()						
資産複合 ()						

「米ドル建て好金利債券ファンド（為替ヘッジなし・早期償還条項付）2015-02」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	ファンド	()		
大型株	年4回	北米			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ		()	ショート型/ 絶対収益 追求型
公債	(毎月)	中南米				
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他	中近東				
クレジット	()	(中東)				その他
属性		エマージング				()
()						
不動産投信						
その他資産						
()						
資産複合						
()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

独立区分	MMF (マネー・マネージメント・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF (マネー・リザーブ・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債(BBB格相当以上)を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等(BB格相当以下)を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。	

決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。

特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

米ドル建ての債券(投資適格債券およびハイイールド債券)等を主要投資対象とし、主として利子収益の確保をめざします。

ファンドの特色

申込期間／信託期間

ファンドは信託期間が約5年の単位型投資信託です。

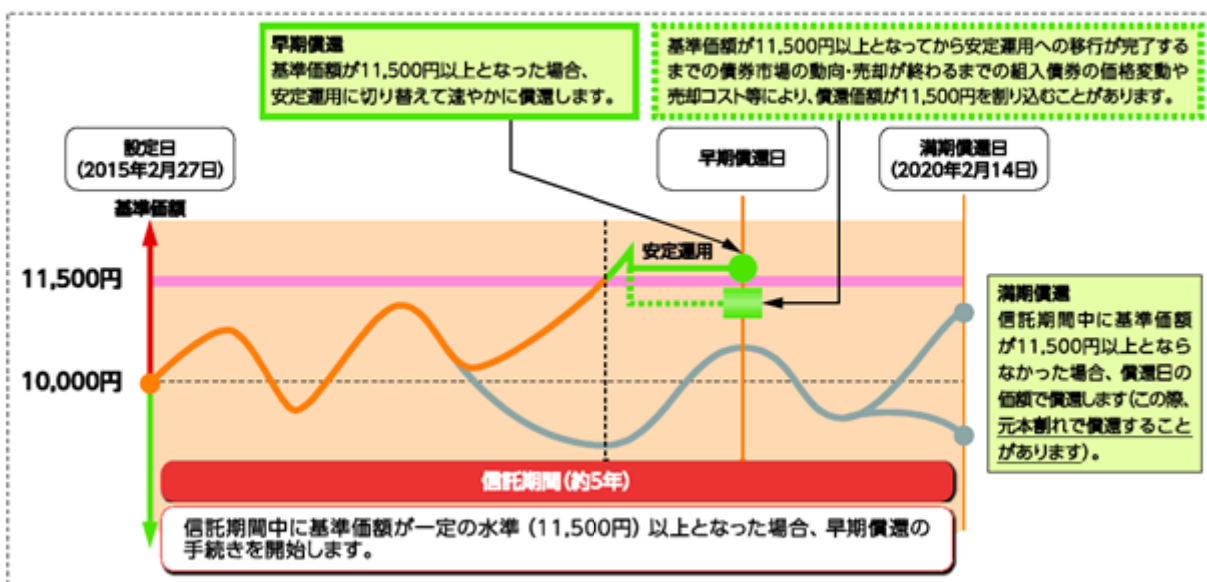
- 単位型のため、お申込期間は2015年2月9日から2015年2月26日までです。
 - ① 「単位型投資信託」とは、設定前のお申込期間のみ購入可能で、運用期間中に追加購入ができない投資信託のことです。
 - ② 上記お申込期間経過後のお申込は受け付けておりません。
- 信託期間は、原則として2015年2月27日から2020年2月14日までです。
 - ① 「米ドル建て好金利債券ファンド(為替ヘッジなし・早期償還条項付)2015-02」は、2020年2月14日までに早期償還される場合があります。

早期償還について

「米ドル建て好金利債券ファンド(為替ヘッジなし・早期償還条項付)2015-02」は、基準価額(1万口当たり。以下同じ。)が11,500円以上となった場合には、安定運用に切り替えた後、速やかに償還します。

- 基準価額が11,500円以上となってから償還させるまでの市況動向や売却コスト等により、基準価額もしくは償還価額が11,500円以下となることがあります。
 - ① 「米ドル建て好金利債券ファンド(為替ヘッジあり)2015-02」には早期償還条項はありません。

＜「米ドル建て好金利債券ファンド(為替ヘッジなし・早期償還条項付)2015-02」の運営のイメージ図＞



- ① 償還が実施される場合、早期償還、満期償還、いずれの場合もお客様のお手続きは必要ありません。
- ② 上記は、ファンドの仕組みをご理解いただくためのイメージ図です。したがって、ファンドの基準価額もしくは償還価額が11,500円以上になることや将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

投資対象

米ドル建ての債券（投資適格債券およびハイイールド債券。以下同じ。）等を主要投資対象とします。

- 投資対象国は、原則として、JPモルガンEMBIグローバル指数およびJPモルガンCEMBIブロード指数の構成国のうち、流動性等を勘案して投資可能と委託会社が判断した国とします。
- 原則として、信託期間内に償還を迎える銘柄に投資を行います。
- 組入れにあたっては、投資適格債券を中心とし、発行体の信用状況等を勘案しつつ利回りの高い銘柄に投資を行います。
- 信託期間内に組入債券が償還した場合等には、米ドル建ての債券のほか、米国内債に再投資することがあります。

＜主な投資対象国・地域＞



- 1 上記は投資対象国のうち1人当たり名目GDP上位の国および2014年12月15日時点において投資対象として想定される国を地域別に掲載したものです。
- 2 上記以外の国を投資対象国とすることがあります。また、投資対象国は将来変更になる場合があります。

□ 信用格付けについて

格付けとは、債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)のAAからCCCまでおよびフィッチ・レーティングス(Fitch)のAAからBまでの格付けには「+、-」、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)のAaからCaaまでの格付けには「1、2、3」という付加記号を省略して表示しています。



上記は格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。

- ハイイールド債券とは、低格付け(BB格相当以下)の発行体が発行する債券です。一般的に投資適格債券(BBB格相当以上)と比較して、債券の元本や利子の支払いが滞ることや、支払われなくなるリスクが高いため、通常、その見返りとして投資適格債券よりも高い利回りを投資家に提供しています。
- 1 ファンドの銘柄取得時における信用格付けは、S&P、Moody's、Fitchの3社のうちで最も高い格付けを基準とします。
- 2 JPモルガンEMBIグローバルとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している米ドル建ての新興国債および国債に準じる債券のパフォーマンスを表す指数です。JPモルガンCEMBIブロードとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、米ドル建ての新興国債のインデックスです。各指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しております。

運用の委託先

債券等の運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクに運用の指図に関する権限を委託します。

シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクは、シュローダー・グループの米国拠点です。シュローダー・グループは、1804年の創業以来、200年以上の歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系の資産運用グループです。ロンドンを本拠地とし、世界各国に拠点を据え、年金基金から機関投資家、個人投資家に至るまで、幅広いお客様に多種多様な資産運用商品とサービスを提供しています。



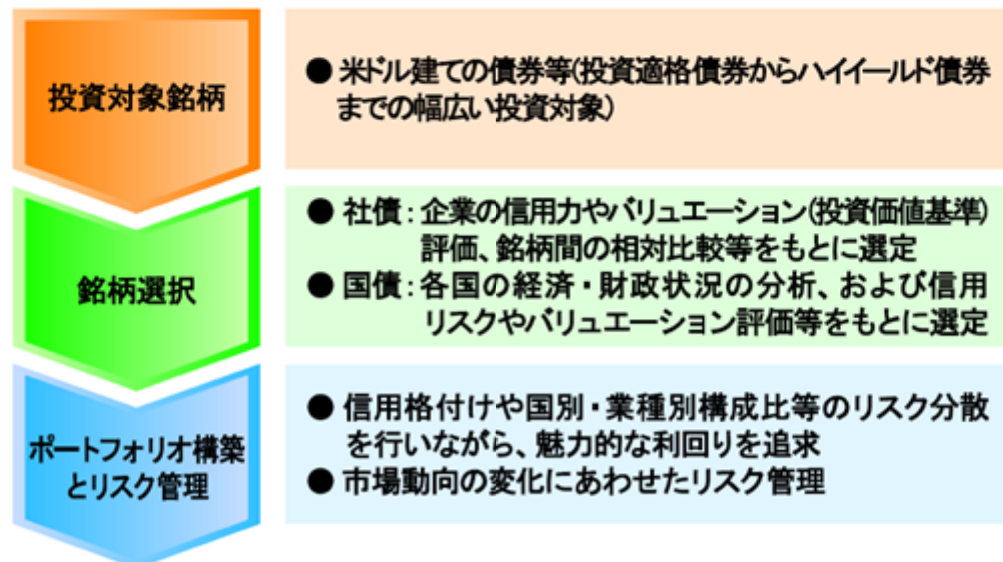
① 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

運用方法／運用プロセス

原則として、信託期間内に償還を迎える米ドル建ての債券等に投資を行い、償還まで保有します。

- 信託期間内に償還を迎える米ドル建ての債券等に投資を行い、利子収益の確保をめざします。
- 信託期間内に組入債券が償還した場合等には、米国国債に再投資することがあるため、投資対象国の米ドル建ての債券の組入比率が低下することがあります。
- 再投資時点の市場環境にもよりますが、再投資する債券の利回りが当初組み入れた銘柄よりも低いものとなる傾向があり、その場合はポートフォリオ全体の利回りも低下することになります。
- 発行体の経営・財務状況の悪化等、組入債券のデフォルト懸念が高まると判断される場合等においては、償還日より前に当該組入債券を売却することがあります。
- 設定当初に構築したポートフォリオの利回りが信託期間終了日まで継続するわけではありません。

<運用プロセスのイメージ>



① 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

① 上記の運用プロセスが変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

👉 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

ファンドの仕組み

運用にあたっては、各ファンドが、米ドル建ての債券等に投資を行います。



為替対応方針

「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つがあります。

- 「為替ヘッジあり」は、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- 「為替ヘッジなし」は、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
- ◆ 「米ドル建て好金利債券ファンド(為替ヘッジなし・早期償還条項付)2015-02」について、早期償還となった場合には、安定運用への切り替え時に、一時的に為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図る場合があります。

為替ヘッジの活用

為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行うにあたっては、対象通貨間の金利差に基づくヘッジコストがかかります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

<投資リターンのイメージ図>



❗ 上記は為替ヘッジを理解して頂くためのイメージ図であり、ファンドの将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

分配方針

- 年1回の決算時(2月14日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は、2016年2月15日です。)

主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

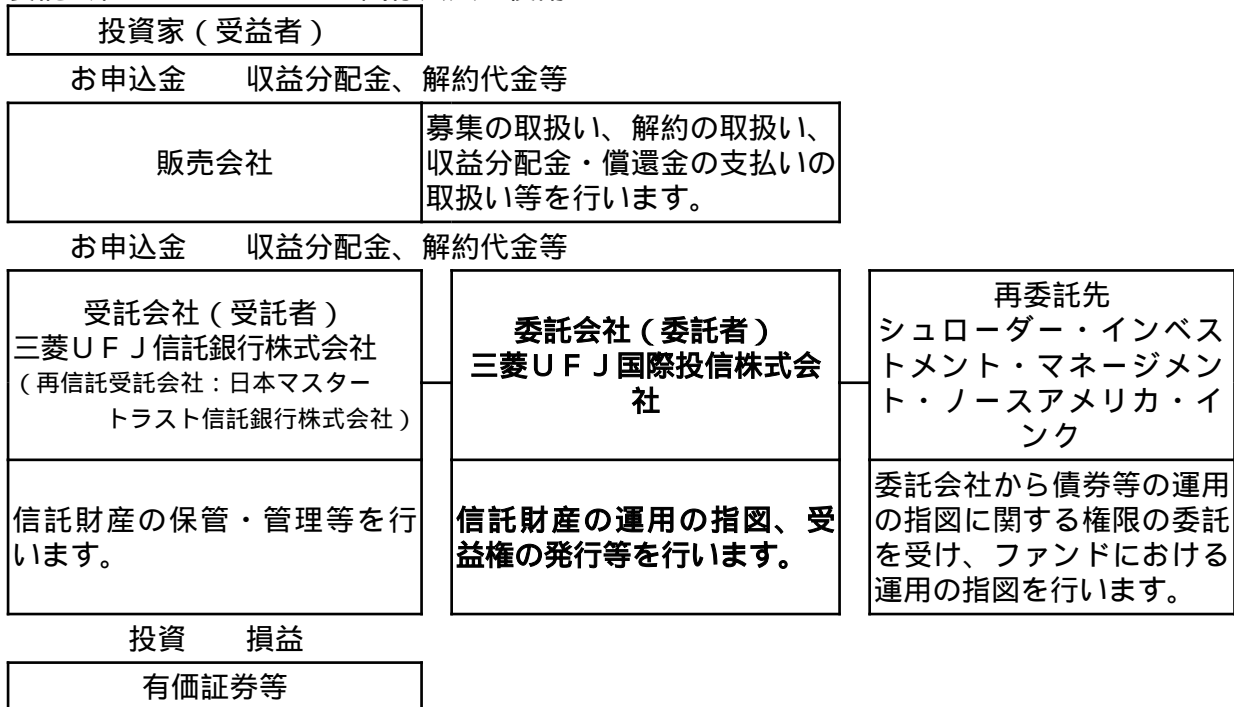
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成27年2月27日 設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成29年2月末現在）

・沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
 平成27年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成29年2月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	107,855株	51.0%
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	71,969株	34.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,757株	15.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「米ドル建て好金利債券ファンド（為替ヘッジあり）2015-02」

主として米ドル建ての債券（投資適格債券およびハイイールド債券）等に投資を行います。投資対象国は、原則として、JPモルガンEMBIグローバル指数およびJPモルガンCEMBIブロード指数の構成国のうち、流動性等を勘案して投資可能と委託会社が判断した国とします。

原則として、信託期間内に償還を迎える銘柄に投資を行います。

組入れにあたっては、投資適格債券を中心とし、発行体の信用状況等を勘案しつつ利回りの高い銘柄に投資を行います。

信託期間内に組入債券が償還した場合等には、米ドル建ての債券のほか、米国国債に再投資することがあります。そのため、米ドル建ての債券の組入比率が低下することがあります。

債券等の運用にあたっては、シュロダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクに運用指図に関する権限を委託します。（注）

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「米ドル建て好金利債券ファンド（為替ヘッジなし・早期償還条項付）2015-02」

主として米ドル建ての債券（投資適格債券およびハイイールド債券）等に投資を行います。投資対象国は、原則として、JPモルガンEMBIグローバル指数およびJPモルガンCEMBIブロード指数の構成国のうち、流動性等を勘案して投資可能と委託会社が判断した国とします。

原則として、信託期間内に償還を迎える銘柄に投資を行います。

組入れにあたっては、投資適格債券を中心とし、発行体の信用状況等を勘案しつつ利回りの高い銘柄に投資を行います。

信託期間内に組入債券が償還した場合等には、米ドル建ての債券のほか、米国国債に再投資することがあります。そのため、米ドル建ての債券の組入比率が低下することがあります。

債券等の運用にあたっては、シュロダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクに運用指図に関する権限を委託します。（注）

基準価額（1万口当たり）が11,500円以上となった場合には、安定運用に切り替えた後、速やかに信託を終了させます。ただし、基準価額が11,500円以上となってから信託を終了させるまでの市況動向や売却コスト等により、基準価額もしくは償還価額が11,500円以下となることがあります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、安定運用への切り替え時に一時的に為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかる場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

ａ．有価証券先物取引等

ｂ．スワップ取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証券

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）

11．コマーシャル・ペーパー

12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの

14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるもの以外のもの

16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

19．預託証券（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

20．外国法人が発行する譲渡性預金証書

21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24. 外国の者に対する権利で23.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

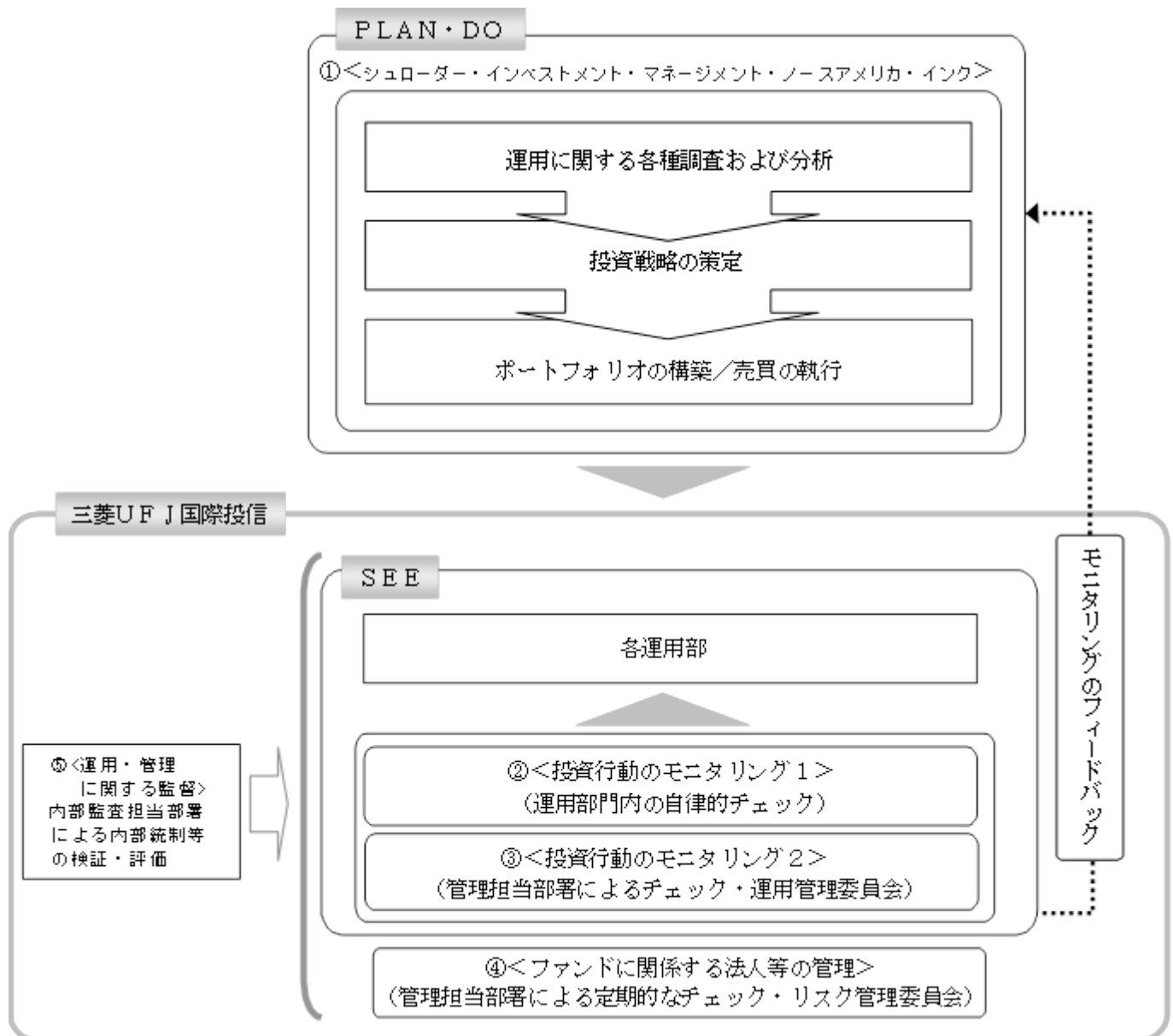
1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・ 外国為替予約取引

(3) 【運用体制】



運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは債券等の運用の指図に関する権限を、シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インク（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

投資行動のモニタリング1

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部門から独立した管理担当部署が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに係る法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、元本超過額または経費等控除後の配当等収益のいずれが多い額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

新株引受権証券および新株予約権証券

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の株式等

a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券先物取引等

a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、 で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用している額（以下2. において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超え

ることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（ に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。 ）の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ 5. に定めるものを除きます。 ）の行使により取得可能な株券

外国為替予約取引

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。 ）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。 ）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとし、

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

「米ドル建て好金利債券ファンド（為替ヘッジあり）2015-02」

主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産ですが、当ファンドでは原則として為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。しかし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、為替相場の変動によっては、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

「米ドル建て好金利債券ファンド（為替ヘッジなし・早期償還条項付）2015-02」

主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が

不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

当ファンドは、格付けの低いハイイールド債券にも投資を行うため、格付けの高い公社債への投資を行う場合に比べ、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

<米ドル建て好金利債券ファンド（為替ヘッジなし・早期償還条項付）2015-02>の留意事項
早期償還の条件である11,500円は安定運用に切り替えるための価額水準です。基準価額が11,500円以上となった日の基準価額が償還価額になるものではありません。また、基準価額が11,500円以上となってから安定運用への移行が完了するまでの債券市場の動向・売却が終わるまでの組入債券の価格変動や売却コスト等により、償還価額が11,500円を割り込むことがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

（2）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

また、定期的に関催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

なお、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行うことにより、当ファンドの投資リスクを適切に管理するよう努めています。具体的な再委託先における投資リスクに対する管理体制および委託会社での再委託先の確認体制は、以下の通りです。

〔再委託先の投資リスクに対する管理体制〕

ファンドの運用リスク管理

アナリストおよびファンドマネジャーによるリサーチや投資判断のプロセスそのものに、リスク管理の重点を置いています。徹底した投資対象の調査、定性・定量面での十分な評価を行うことにより、信用リスク、価格リスク、為替リスク等のリスクを可能な限り低減します。これに加えて、厳格な分散ルールを設定して定量面についても管理することで、ファンド全体のリスクをコントロールしています。

内部牽制体制の整備状況

運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で最適な投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注を目指すことで信託財産相互間の公平性を確保しています。また、コンプライアンス部門がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックします。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。また、再委託先からの定期的なデ・タ還元を受け、価格変動、為替変動、信用、流動性の各リスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.24%（税抜3%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の0.7%）が差し引かれます。

償還時には、信託財産留保額はかかりません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.4364%（税抜年1.33%）

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 ×（保有日数 / 365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.756% (税抜年0.7%)	年0.648% (税抜年0.6%)	年0.0324% (税抜年0.03%)

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日とその翌日から計算期末までに区分した各期間（以下「半期」といいます。）の末日（以下「半期末」といいます。）に当該半期末の受益権口数に対応する金額が、ならびに解約時または信託終了のときに、当該解約または信託終了に係る受益権口数に対応する金額が信託財産から支払われます。

消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として、毎年2月および8月の14日（該当日が休業日の場合は、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.4%以内の率を乗じて得た金額とします。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

(*) 「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。なお、当ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

費用または費用を対価とする役務の内容について

費用名	直接・間接	説明
申込手数料	直接	商品および投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等の対価
換金（解約）手数料	直接	商品の換金に関する事務手続等の対価
信託財産留保額	直接	信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため換金代金から控除され、信託財産中に留保される額
信託報酬	間接	（委託会社（再委託先への報酬を含む場合があります。）） ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価 （販売会社） 分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の説明・情報提供等の対価 （受託会社） 投資信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価
監査報酬	間接	ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用
売買委託手数料	間接	有価証券等を売買する際に発生する費用
保管費用 （カストディヤー）	間接	外国での資産の保管等に要する費用

上記は一般的な用語について説明したものです。

受益者が直接的に負担する費用か、間接的に負担する費用かの区別です。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

上記は平成29年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【米ドル建て好金利債券ファンド（為替ヘッジあり）2015-02】

(1)【投資状況】

平成29年2月28日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	321,534,417	19.07
特殊債券	アメリカ	207,548,868	12.31
社債券	アメリカ	1,059,616,537	62.86
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		97,046,296	5.76
純資産総額		1,685,746,118	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成29年2月28日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
アメリカ	8 PETROLEOS MEXIC 190503	社債券		570,000.00	12,419.48 12,505.4160	70,791,066 71,280,871	8.000000 2019/05/03	4.23
アメリカ	6.875 REPUBLIC OF 190527	国債証券		515,000.00	12,667.24 12,322.6523	65,236,286 63,461,658	6.875000 2019/05/27	3.76
アメリカ	9.125 KAZMUNAIGAZ 180702	社債券		500,000.00	12,477.27 12,201.2338	62,386,380 61,006,169	9.125000 2018/07/02	3.62
アメリカ	4 YAPI VE KREDI B 200122	社債券		540,000.00	11,150.56 11,019.1737	60,213,071 59,503,538	4.000000 2020/01/22	3.53
アメリカ	4 MAGYAR EXPORT-I 200130	特殊債券		490,000.00	11,542.56 11,572.9464	56,558,586 56,707,437	4.000000 2020/01/30	3.36
アメリカ	4.8 ST ENGINEERIN 190716	社債券		450,000.00	12,328.73 12,004.1525	55,479,304 54,018,686	4.800000 2019/07/16	3.20
アメリカ	5.75 PETROBRAS IN 200120	社債券		400,000.00	10,437.68 11,818.8000	41,750,755 47,275,200	5.750000 2020/01/20	2.80
アメリカ	3.25 CORP FINANCI 190715	特殊債券		400,000.00	11,331.69 11,509.2600	45,326,786 46,037,040	3.250000 2019/07/15	2.73
アメリカ	4.25 TC ZIRAAT BA 190703	社債券		400,000.00	11,233.48 11,232.3624	44,933,952 44,929,449	4.250000 2019/07/03	2.67
アメリカ	7.5 CODELCO INC 190115	社債券		360,000.00	13,008.80 12,400.3862	46,831,713 44,641,390	7.500000 2019/01/15	2.65
アメリカ	7.625 ECOPETROL 190723	社債券		310,000.00	12,666.37 12,601.0920	39,265,768 39,063,385	7.625000 2019/07/23	2.32
アメリカ	7.5 TURKEY 191107	国債証券		300,000.00	12,885.49 12,338.8272	38,656,480 37,016,481	7.500000 2019/11/07	2.20
アメリカ	9 GOLDEN LEGACY P 190424	社債券		300,000.00	11,056.20 11,959.5000	33,168,618 35,878,500	9.000000 2019/04/24	2.13
アメリカ	6.25 FINANSBANK A 190430	社債券		300,000.00	11,509.26 11,831.7444	34,527,780 35,495,233	6.250000 2019/04/30	2.11
アメリカ	6.875 MARFRIG HOL 190624	社債券		300,000.00	10,113.51 11,759.1432	30,340,548 35,277,429	6.875000 2019/06/24	2.09
アメリカ	8.95 REPUBLIC OF 180126	国債証券		300,000.00	9,139.87 11,615.7755	27,419,616 34,847,326	8.950000 2018/01/26	2.07
アメリカ	6 VEDANTA RESOUR 190131	社債券		300,000.00	10,186.68 11,607.7500	30,560,040 34,823,250	6.000000 2019/01/31	2.07
アメリカ	6.25 UNIFIN FINAN 190722	社債券		300,000.00	10,683.06 11,467.0500	32,049,208 34,401,150	6.250000 2019/07/22	2.04
アメリカ	2.75 KOREA MIDLAN 190211	社債券		300,000.00	11,450.50 11,397.7242	34,351,511 34,193,172	2.750000 2019/02/11	2.03
アメリカ	2.625 KOREA EAST- 181127	社債券		300,000.00	11,481.57 11,384.8249	34,444,710 34,154,474	2.625000 2018/11/27	2.03
アメリカ	6.75 RAS LAFFAN L 190930	社債券		250,000.00	13,507.20 12,492.2014	33,768,000 31,230,503	6.750000 2019/09/30	1.85
アメリカ	6.25 HUNGARY 200129	国債証券		235,000.00	12,528.11 12,403.8868	29,441,081 29,149,134	6.250000 2020/01/29	1.73
アメリカ	5.25 PETRONAS CAP 190812	社債券		200,000.00	12,367.53 12,063.7418	24,735,060 24,127,483	5.250000 2019/08/12	1.43
アメリカ	5.875 REPUBLIC OF 181203	国債証券		200,000.00	12,184.62 11,857.2392	24,369,240 23,714,478	5.875000 2018/12/03	1.41
アメリカ	5.875 KENYA REP 190624	国債証券		200,000.00	11,559.91 11,692.7328	23,119,825 23,385,465	5.875000 2019/06/24	1.39
アメリカ	3.875 EX-IM BK IN 191002	特殊債券		200,000.00	11,841.31 11,667.6206	23,682,624 23,335,241	3.875000 2019/10/02	1.38

アメリカ	5.875 EXPORT CRED 190424	特殊債券		200,000.00	11,931.36 11,652.6726	23,862,720 23,305,345	5.875000 2019/04/24	1.38
アメリカ	4.75 COCA-COLA IC 181001	社債券		200,000.00	11,950.49 11,608.8868	23,900,990 23,217,773	4.750000 2018/10/01	1.38
アメリカ	3.917 INDIAN RAIL 190226	社債券		200,000.00	11,719.74 11,605.2736	23,439,494 23,210,547	3.917000 2019/02/26	1.38
アメリカ	5.75 DEVT BANK OF 170321	特殊債券		200,000.00	10,817.01 11,593.7137	21,634,032 23,187,427	5.750000 2017/03/21	1.38

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成29年2月28日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
国債証券	19.07
特殊債券	12.31
社債券	62.86
合計	94.24

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成29年2月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成28年 2月15日)	1,800,218,867 (分配付) 1,800,218,867 (分配落)	9,544 (分配付) 9,544 (分配落)
第2計算期間末日 (平成29年 2月14日)	1,682,919,471 (分配付) 1,681,278,236 (分配落)	10,254 (分配付) 10,244 (分配落)
平成28年 2月末日	1,817,903,329	9,637
3月末日	1,846,674,627	9,851
4月末日	1,863,938,668	10,000
5月末日	1,868,281,921	10,049
6月末日	1,836,664,212	10,097
7月末日	1,813,072,117	10,167
8月末日	1,805,328,649	10,218
9月末日	1,787,803,322	10,249
10月末日	1,765,047,706	10,255
11月末日	1,722,237,585	10,149
12月末日	1,686,459,147	10,179
平成29年 1月末日	1,689,375,143	10,221
2月末日	1,685,746,118	10,283

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	4.56
第2計算期間	7.43

(注) 「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	2,119,074,439	232,771,802	1,886,302,637
第2計算期間		245,067,055	1,641,235,582

【米ドル建て好金利債券ファンド（為替ヘッジなし・早期償還条項付）2015-02】

(1) 【投資状況】

平成29年2月28日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	573,907,213	20.17
特殊債券	アメリカ	402,110,498	14.13
社債券	アメリカ	1,797,087,145	63.17
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		71,714,914	2.53
純資産総額		2,844,819,770	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成29年2月28日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	償還期限 (年/月/日)	
アメリカ	9.125 KAZMUNAIGAZ 180702	社債券		1,105,000.00	12,477.27 12,201.2338	137,873,899 134,823,634	9.125000 2018/07/02	4.74
アメリカ	4 MAGYAR EXPORT-I 200130	特殊債券		1,145,000.00	11,569.96 11,572.9464	132,476,085 132,510,236	4.000000 2020/01/30	4.66
アメリカ	8 PETROLEOS MEXIC 190503	社債券		1,040,000.00	12,539.05 12,505.4160	130,406,134 130,056,326	8.000000 2019/05/03	4.57
アメリカ	4.8 ST ENGINEERIN 190716	社債券		905,000.00	12,479.72 12,004.1525	112,941,539 108,637,580	4.800000 2019/07/16	3.82
アメリカ	4 YAPI VE KREDI B 200122	社債券		800,000.00	11,148.92 11,019.1737	89,191,418 88,153,390	4.000000 2020/01/22	3.10
アメリカ	6.875 MARFRIG HOL 190624	社債券		700,000.00	10,113.51 11,759.1432	70,794,612 82,314,002	6.875000 2019/06/24	2.89
アメリカ	5.875 EXPORT CRED 190424	特殊債券		700,000.00	11,931.36 11,652.6726	83,519,520 81,568,708	5.875000 2019/04/24	2.87
アメリカ	5.75 PETROBRAS IN 200120	社債券		685,000.00	10,437.68 11,818.8000	71,498,168 80,958,780	5.750000 2020/01/20	2.85
アメリカ	4.25 TC ZIRAAT BA 190703	社債券		700,000.00	11,224.93 11,232.3624	78,574,534 78,626,536	4.250000 2019/07/03	2.76
アメリカ	4.25 CAIXA ECONOM 190513	社債券		655,000.00	10,878.25 11,496.8784	71,252,590 75,304,553	4.250000 2019/05/13	2.65
アメリカ	8.95 REPUBLIC OF 180126	国債証券		605,000.00	9,139.87 11,615.7755	55,296,225 70,275,441	8.950000 2018/01/26	2.47
アメリカ	6 VEDANTA RESOUR 190131	社債券		605,000.00	10,186.68 11,607.7500	61,629,414 70,226,887	6.000000 2019/01/31	2.47
アメリカ	5.125 NIGERIA REP 180712	国債証券		600,000.00	11,030.88 11,454.3307	66,185,280 68,725,984	5.125000 2018/07/12	2.42
アメリカ	7.625 ECOPETROL 190723	社債券		515,000.00	12,519.95 12,601.0920	64,477,744 64,895,623	7.625000 2019/07/23	2.28
アメリカ	7.5 TURKEY 191107	国債証券		500,000.00	13,008.10 12,338.8272	65,040,544 61,694,136	7.500000 2019/11/07	2.17
アメリカ	7.5 CODELCO INC 190115	社債券		490,000.00	13,257.31 12,400.3862	64,960,852 60,761,892	7.500000 2019/01/15	2.14
アメリカ	9 GOLDEN LEGACY P 190424	社債券		505,000.00	11,056.20 11,959.5000	55,833,840 60,395,475	9.000000 2019/04/24	2.12
アメリカ	5.875 KENYA REP 190624	国債証券		505,000.00	11,559.91 11,692.7328	58,377,560 59,048,300	5.875000 2019/06/24	2.08
アメリカ	8.5 GHANA REP 171004	国債証券		505,000.00	11,815.42 11,579.6100	59,667,887 58,477,030	8.500000 2017/10/04	2.06
アメリカ	2.246 DBS GROUP H 190716	社債券		505,000.00	11,342.67 11,322.7705	57,280,489 57,179,991	2.246000 2019/07/16	2.01
アメリカ	2.75 KOREA MIDLAN 190211	社債券		500,000.00	11,450.50 11,397.7242	57,252,518 56,988,621	2.750000 2019/02/11	2.00
アメリカ	2.375 EMIRATES TE 190618	社債券		500,000.00	11,481.00 11,309.3646	57,405,037 56,546,823	2.375000 2019/06/18	1.99
アメリカ	6.5 BANCO NAC DE 190610	特殊債券		400,000.00	12,156.48 12,100.2000	48,625,920 48,400,800	6.500000 2019/06/10	1.70

アメリカ	3.25 CORP FINANCI 190715	特殊債券		400,000.00	11,341.82 11,509.2600	45,367,308 46,037,040	3.250000 2019/07/15	1.62
アメリカ	2.5 KEB HANA BANK 190612	社債券		400,000.00	11,306.65 11,375.8538	45,226,608 45,503,415	2.500000 2019/06/12	1.60
アメリカ	3.75 SAMRUK-ENERG 171220	社債券		400,000.00	10,805.76 11,305.1887	43,223,040 45,220,754	3.750000 2017/12/20	1.59
アメリカ	7 REP OF ANGOLA N 190816	社債券		378,125.00	11,278.51 11,587.2640	42,646,873 43,814,341	7.000000 2019/08/16	1.54
アメリカ	6.25 HUNGARY 200129	国債証券		350,000.00	12,555.86 12,403.8868	43,945,528 43,413,604	6.250000 2020/01/29	1.53
アメリカ	6.875 REPUBLIC OF 190527	国債証券		300,000.00	12,690.76 12,322.6523	38,072,294 36,967,956	6.875000 2019/05/27	1.30
アメリカ	5.25 PETRONAS CAP 190812	社債券		300,000.00	12,494.16 12,063.7418	37,482,480 36,191,225	5.250000 2019/08/12	1.27

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成29年2月28日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
国債証券	20.17
特殊債券	14.13
社債券	63.17
合計	97.48

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成29年2月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成28年 2月15日)	3,078,335,083 (分配付) 3,078,335,083 (分配落)	9,060 (分配付) 9,060 (分配落)
第2計算期間末日 (平成29年 2月14日)	2,875,434,574 (分配付) 2,875,434,574 (分配落)	10,090 (分配付) 10,090 (分配落)
平成28年 2月末日	3,102,136,704	9,197
3月末日	3,136,372,392	9,355
4月末日	3,103,715,967	9,296
5月末日	3,129,372,856	9,461
6月末日	2,901,411,387	8,864
7月末日	2,937,008,106	9,074
8月末日	2,867,770,824	9,035
9月末日	2,784,130,110	8,904
10月末日	2,875,772,826	9,254
11月末日	2,994,979,269	9,822
12月末日	3,020,007,602	10,216
平成29年 1月末日	2,891,222,057	10,065
2月末日	2,844,819,770	10,029

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	9.40
第2計算期間	11.36

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	4,029,664,061	631,944,980	3,397,719,081
第2計算期間		547,982,759	2,849,736,322

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	平成27年2月9日から平成27年2月26日までを申込期間とします。
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	1口当たり1円
申込単位の照会方法	申込単位は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00)
申込手数料	申込価額×3.24%（税抜3%）を上限として販売会社が定める手数料率 消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日
解約単位	販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額×0.7% 償還時には、信託財産留保額はかかりません。
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後3時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎたの請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。

その他	<p>委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとし、委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。</p> <p>受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。</p>
-----	---

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	<p>基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数</p> <p>なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。</p> <p>(注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。</p> <p>(主な評価方法)</p> <p>株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。</p> <p>公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。</p> <p>外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。</p> <p>外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。</p>
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	<p>基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。</p> <p>なお、下記においてもご照会いただけます。</p> <p>三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/</p>

(2)【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

(3)【信託期間】

信託期間	<p>平成27年2月27日から平成32年2月14日まで</p> <p>ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。</p>
------	---

(4)【計算期間】

計算期間	原則として、毎年2月15日から翌年2月14日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成27年2月27日から平成28年2月15日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

(5)【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還) ・各ファンドについて、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、「米ドル建て好金利債券ファンド(為替ヘッジなし・早期償還条項付)2015-02」は基準価額(1万口当たり)が11,500円以上となったとき、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更等	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還、信託約款の変更または併合(変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面による決議(「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。 併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。
反対者の買取請求権	委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。 委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は、原則として、ファンドの信託期間終了日までとします。
運用報告書	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.am.mufg.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。 ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
償還金に対する請求権	受益者は、持分にに応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金(解約)請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 (「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。)

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成28年2月16日から平成29年2月14日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【米ドル建て好金利債券ファンド（為替ヘッジあり）2015-02】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第 1 期 [平成28年2月15日現在]	第 2 期 [平成29年2月14日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	52,369,556	25,600,580
コール・ローン	104,582,056	51,462,517
国債証券	358,068,384	301,037,173
特殊債券	124,577,413	208,622,110
社債券	1,131,075,139	1,102,737,953
派生商品評価勘定	18,410,600	-
未収入金	30,058,420	5,292,630
未収利息	18,546,603	15,586,171
前払費用	673,936	21,980
流動資産合計	1,838,362,107	1,710,361,114
資産合計	1,838,362,107	1,710,361,114
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	349,200	15,365,001
未払金	288,650	-
未払収益分配金	-	1,641,235
未払解約金	24,863,427	-
未払受託者報酬	284,365	271,660
未払委託者報酬	12,322,430	11,771,159
未払利息	-	43
その他未払費用	35,168	33,780
流動負債合計	38,143,240	29,082,878
負債合計	38,143,240	29,082,878
純資産の部		
元本等		
元本	1,886,302,637	1,641,235,582
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2 86,083,770	2 40,042,654
元本等合計	1,800,218,867	1,681,278,236
純資産合計	1,800,218,867	1,681,278,236
負債純資産合計	1,838,362,107	1,710,361,114

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期 自平成27年2月27日 至平成28年2月15日	第2期 自平成28年2月16日 至平成29年2月14日
営業収益		
受取利息	97,478,170	99,249,652
有価証券売買等損益	145,667,928	86,103,953
為替差損益	16,321,014	31,709,757
その他収益	339,990	2,092,462
営業収益合計	64,170,782	155,736,310
営業費用		
支払利息	-	29,699
受託者報酬	621,994	578,907
委託者報酬	1 26,952,961	1 25,085,571
その他費用	545,319	539,181
営業費用合計	28,120,274	26,233,358
営業利益又は営業損失()	92,291,056	129,502,952
経常利益又は経常損失()	92,291,056	129,502,952
当期純利益又は当期純損失()	92,291,056	129,502,952
期首剰余金又は期首欠損金()	-	86,083,770
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,207,286	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,207,286	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,735,293
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,735,293
分配金	2 -	2 1,641,235
期末剰余金又は期末欠損金()	86,083,770	40,042,654

「米ドル建て好金利債券ファンド（為替ヘッジあり）2015-02」

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年2月14日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成28年2月16日から平成29年2月14日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第1期 [平成28年2月15日現在]	第2期 [平成29年2月14日現在]
1 設定年月日 設定元本額 期首元本額 元本残存率	平成27年2月27日 2,119,074,439円 2,119,074,439円 89.0%	平成27年2月27日 2,119,074,439円 1,886,302,637円 77.4%
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	86,083,770円	
3 受益権の総数	1,886,302,637口	1,641,235,582口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9544円 (9,544円)	1.0244円 (10,244円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期（自平成27年2月27日 至平成28年2月15日）

1 運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の40以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2 分配金の計算過程

計算期間末における元本超過額0円と費用控除後の配当等収益65,540,148円のうち、当期に分配した金額はありません。

第2期（自平成28年2月16日 至平成29年2月14日）

1 運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の40以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2 分配金の計算過程

計算期間末における元本超過額41,683,889円と費用控除後の配当等収益69,365,724円のうち、多い金額を分配対象額として、1,641,235円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

1万口当たり分配金単価

10円

残存口数

1,641,235,582口

分配金額（ × / 10,000 ）

1,641,235円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第1期 (自平成27年2月27日 至平成28年2月15日)	第2期 (自平成28年2月16日 至平成29年2月14日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
	当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。	同 左

3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同 左
	また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左
	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。	同 左
	また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同 左
	当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 1 期 [平成28年2月15日現在]	第 2 期 [平成29年2月14日現在]
	1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2 時価の算定方法	<p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。</p> <p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 1 期 [平成28年2月15日現在]	第 2 期 [平成29年2月14日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	7,318,556	9,681,446
特殊債券	3,453,981	3,913,453
社債券	86,689,370	91,945,522
合計	97,461,907	105,540,421

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区 分	種 類	第 1 期 [平成28年2月15日現在]		
		契 約 額 等 (円)		時 価 (円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	売建 アメリカドル	1,749,426,800		1,731,745,400
	買建 アメリカドル	56,280,000		56,660,000
	合 計	1,805,706,800		1,788,405,400
				評価損益 (円)
				17,681,400
				380,000
				18,061,400

区 分	種 類	第 2 期 [平成29年2月14日現在]			
		契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	1,616,923,299		1,632,288,300	15,365,001
	合 計	1,616,923,299		1,632,288,300	15,365,001

(注) 時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

通 貨		券面総額	評 価 額	備 考
種 類	銘 柄			
アメリカドル				
国債証券	4.125 MONGOLIA IN 180105	200,000.00	192,544.00	
	5.125 MEXICO 200115	80,000.00	86,520.00	
	5.125 NIGERIA REP 180712	200,000.00	203,510.00	
	5.2 PANAMA 200130	100,000.00	108,375.00	
	5.45 LEBANESE REP 191128	80,000.00	80,883.20	
	5.875 KENYA REP 190624	200,000.00	207,895.00	
	5.875 REPUBLIC OF 181203	200,000.00	210,490.00	
	6 LEBANESE REP 190520	25,000.00	25,562.50	
	6.25 HUNGARY 200129	55,000.00	60,598.45	
	6.75 CROATIA 191105	100,000.00	109,157.30	
	6.875 REPUBLIC OF 190527	515,000.00	563,632.48	
	7.375 ELSALVADOR 191201	160,000.00	160,400.00	
	7.5 TURKEY 191107	300,000.00	328,949.40	
	8.95 REPUBLIC OF 180126	300,000.00	309,360.00	
	国債証券 小 計	2,515,000.00	2,647,877.33 (301,037,173)	
特殊債券	2.75 NONGHYUP BAN 190929	200,000.00	203,015.00	
	3.25 CORP FINANCI 190715	400,000.00	409,000.00	
	3.875 EX-IM BK IN 191002	200,000.00	206,725.20	
	4 MAGYAR EXPORT-I 200130	490,000.00	503,830.25	
	5.75 DEVT BANK OF 170321	200,000.00	197,500.00	
	5.875 EXPORT CRED 190424	200,000.00	206,988.00	
	6.5 BANCO NAC DE 190610	100,000.00	107,950.00	
	特殊債券 小 計	1,790,000.00	1,835,008.45 (208,622,110)	
社債券	2.246 DBS GROUP H 190716	200,000.00	200,473.20	
	2.375 EMIRATES TE 190618	200,000.00	201,040.00	
	2.5 KEB HANA BANK 190612	200,000.00	202,101.20	
	2.625 KOREA EAST- 181127	300,000.00	303,397.50	
	2.75 KOREA MIDLAN 190211	300,000.00	303,463.50	
	2.875 CBQ FINANCE 190624	200,000.00	201,760.20	
	3.125 PETROLEOS M 190123	25,000.00	25,250.00	
	3.875 OIL INDIA L 190417	200,000.00	205,572.00	
	3.917 INDIAN RAIL 190226	200,000.00	206,176.60	
	4 YAPI VE KREDI B 200122	540,000.00	527,509.80	

4.25 CAIXA ECONOM 190513	200,000.00	204,000.00	
4.25 TC ZIRAAT BA 190703	400,000.00	398,786.00	
4.75 COCA-COLA IC 181001	200,000.00	206,234.00	
4.8 ST ENGINEERIN 190716	450,000.00	479,834.55	
5.25 BANCO DE COS 180812	200,000.00	204,692.00	
5.25 PETRONAS CAP 190812	200,000.00	214,244.80	
5.325 BANK OF CEY 180416	200,000.00	203,000.00	
5.5 TELEFONOS MEX 191115	155,000.00	167,979.92	
5.625 VALE OVERSE 190915	80,000.00	85,800.00	
5.75 PETROBRAS IN 200120	400,000.00	418,600.00	
6 VEDANTA RESOUR 190131	300,000.00	310,125.00	
6.125 INVERSIONES 191105	100,000.00	108,819.20	
6.25 FINANSBANK A 190430	300,000.00	313,869.00	
6.25 UNIFIN FINAN 190722	300,000.00	305,625.00	
6.75 RAS LAFFAN L 190930	250,000.00	278,058.00	
6.875 MARFRIG HOL 190624	300,000.00	313,800.00	
7 REP OF ANGOLA N 190816	171,875.00	175,979.37	
7.25 CELULOSA ARA 190729	80,000.00	88,566.86	
7.5 CODELCO INC 190115	360,000.00	397,248.12	
7.625 ECOPETROL 190723	310,000.00	347,975.00	
7.75 GAJAH TU 180206	300,000.00	277,200.00	
7.75 MAJAPAHIT HO 200120	100,000.00	113,300.00	
7.875 CONTROLADOR 191028	100,000.00	109,250.00	
8 PETROLEOS MEXIC 190503	570,000.00	632,415.00	
9 GOLDEN LEGACY P 190424	300,000.00	318,750.00	
9.125 KAZMUNAIGAZ 180702	500,000.00	542,593.00	
9.75 PETRO CO TRI 190814	100,000.00	106,027.00	
社債券 小計	9,291,875.00	9,699,515.82 (1,102,737,953)	
アメリカドル 小計	13,596,875.00	14,182,401.60 (1,612,397,236)	
合計		1,612,397,236 (1,612,397,236)	

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 14銘柄	18.67%	18.67%
	特殊債券 7銘柄	12.94%	12.94%
	社債券 37銘柄	68.39%	68.39%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

【米ドル建て好金利債券ファンド（為替ヘッジなし・早期償還条項付）2015-02】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 1 期 [平成28年2月15日現在]	第 2 期 [平成29年2月14日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	12,825,615	110,212,382
コール・ローン	105,418,525	41,755,199
国債証券	594,500,473	546,670,433
特殊債券	239,495,686	294,287,284
社債券	2,138,359,720	1,875,254,865
未収利息	33,913,223	27,827,994
前払費用	1,295,497	-
流動資産合計	3,125,808,739	2,896,008,157
資産合計	3,125,808,739	2,896,008,157
負債の部		
流動負債		
未払解約金	24,721,427	955,832
未払受託者報酬	511,805	441,256
未払委託者報酬	22,177,900	19,120,046
未払利息	-	34
その他未払費用	62,524	56,415
流動負債合計	47,473,656	20,573,583
負債合計	47,473,656	20,573,583
純資産の部		
元本等		
元本	1 3,397,719,081	1 2,849,736,322
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 319,383,998	2 25,698,252
元本等合計	3,078,335,083	2,875,434,574
純資産合計	3,078,335,083	2,875,434,574
負債純資産合計	3,125,808,739	2,896,008,157

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期	第2期
	自平成27年2月27日 至平成28年2月15日	自平成28年2月16日 至平成29年2月14日
営業収益		
受取利息	187,817,592	169,144,173
有価証券売買等損益	290,878,217	195,261,226
為替差損益	149,250,274	13,517,892
その他収益	751,378	4,263,887
営業収益合計	251,559,521	355,151,394
営業費用		
支払利息	-	19,366
受託者報酬	1,166,229	959,032
委託者報酬	150,536,653	141,558,159
その他費用	868,806	756,849
営業費用合計	52,571,688	43,293,406
営業利益又は営業損失()	304,131,209	311,857,988
経常利益又は経常損失()	304,131,209	311,857,988
当期純利益又は当期純損失()	304,131,209	311,857,988
期首剰余金又は期首欠損金()	-	319,383,998
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	33,224,262
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	33,224,262
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,252,789	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,252,789	-
分配金	2 -	2 -
期末剰余金又は期末欠損金()	319,383,998	25,698,252

「米ドル建て好金利債券ファンド（為替ヘッジなし・早期償還条項付）2015-02」

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年2月14日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成28年2月16日から平成29年2月14日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第1期 [平成28年2月15日現在]	第2期 [平成29年2月14日現在]
1 設定年月日 設定元本額 期首元本額 元本残存率	平成27年2月27日 4,029,664,061円 4,029,664,061円 84.3%	平成27年2月27日 4,029,664,061円 3,397,719,081円 70.7%
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	319,383,998円	
3 受益権の総数	3,397,719,081口	2,849,736,322口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9060円 (9,060円)	1.0090円 (10,090円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期（自平成27年2月27日 至平成28年2月15日）

1 運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の40以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2 分配金の計算過程

計算期間末における元本超過額0円と費用控除後の配当等収益124,951,800円のうち、当期に分配した金額はありません。

第2期（自平成28年2月16日 至平成29年2月14日）

1 運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の40以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2 分配金の計算過程

計算期間末における元本超過額25,698,252円と費用控除後の配当等収益116,575,864円のうち、当期に分配した金額はありません。

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第1期 (自平成27年2月27日 至平成28年2月15日)	第2期 (自平成28年2月16日 至平成29年2月14日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
	当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同左

3 金融商品に係るリスク管理体制	また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左
	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。	同 左
	また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 1 期 [平成28年2月15日現在]	第 2 期 [平成29年2月14日現在]
	1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 1 期 [平成28年2月15日現在]	第 2 期 [平成29年2月14日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	16,304,750	26,634,544
特殊債券	8,865,308	8,179,909
社債券	161,536,976	175,873,815
合計	186,707,034	210,688,268

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式
該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨種類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備考
アメリカドル				
国債証券	2.75 LATVIA REP 200112	200,000.00	202,495.40	
	4.125 MONGOLIA IN 180105	300,000.00	288,816.00	
	5.125 MEXICO 200115	100,000.00	108,150.00	
	5.125 NIGERIA REP 180712	600,000.00	610,530.00	
	5.125 REPUBLIC OF 190411	200,000.00	204,149.40	
	5.2 PANAMA 200130	100,000.00	108,375.00	

	5.45 LEBANESE REP 191128	100,000.00	101,104.00	
	5.875 KENYA REP 190624	505,000.00	524,934.87	
	5.875 REPUBLIC OF 181203	200,000.00	210,490.00	
	6.25 HUNGARY 200129	100,000.00	110,179.00	
	6.75 CROATIA 191105	100,000.00	109,157.30	
	6.75 VIETNAM 200129	100,000.00	109,581.00	
	6.875 REPUBLIC OF 190527	300,000.00	328,329.60	
	7.375 ELSALVADOR 191201	100,000.00	100,250.00	
	7.5 TURKEY 191107	500,000.00	548,249.00	
	8.5 GHANA REP 171004	505,000.00	519,763.67	
	8.95 REPUBLIC OF 180126	605,000.00	623,876.00	
	国債証券 小計	4,615,000.00	4,808,430.24 (546,670,433)	
特殊債券	2.75 NONGHYUP BAN 190929	300,000.00	304,522.50	
	3.25 CORP FINANCI 190715	400,000.00	409,000.00	
	3.875 EX-IM BK IN 191002	205,000.00	211,893.33	
	4 MAGYAR EXPORT-I 200130	200,000.00	205,645.00	
	5.75 DEVT BANK OF 170321	305,000.00	301,187.50	
	5.875 EXPORT CRED 190424	700,000.00	724,458.00	
	6.5 BANCO NAC DE 190610	400,000.00	431,800.00	
	特殊債券 小計	2,510,000.00	2,588,506.33 (294,287,284)	
社債券	2.246 DBS GROUP H 190716	505,000.00	506,194.83	
	2.375 EMIRATES TE 190618	500,000.00	502,600.00	
	2.5 KEB HANA BANK 190612	400,000.00	404,202.40	
	2.625 KOREA EAST- 181127	300,000.00	303,397.50	
	2.75 KOREA MIDLAN 190211	500,000.00	505,772.50	
	2.875 CBQ FINANCE 190624	200,000.00	201,760.20	
	3.75 SAMRUK-ENERG 171220	400,000.00	401,904.00	
	3.875 OIL INDIA L 190417	200,000.00	205,572.00	
	3.917 INDIAN RAIL 190226	200,000.00	206,176.60	
	4 YAPI VE KREDI B 200122	800,000.00	781,496.00	
	4.25 CAIXA ECONOM 190513	655,000.00	668,100.00	
	4.25 TC ZIRAAT BA 190703	700,000.00	697,875.50	
	4.75 COCA-COLA IC 181001	205,000.00	211,389.85	
	4.8 ST ENGINEERIN 190716	905,000.00	965,000.59	
	4.875 BANCO NAL C 181101	200,000.00	203,528.00	
	5.25 BANCO DE COS 180812	200,000.00	204,692.00	
	5.25 PETRONAS CAP 190812	300,000.00	321,367.20	
	5.325 BANK OF CEY 180416	200,000.00	203,000.00	
	5.5 TELEFONOS MEX 191115	100,000.00	108,374.14	
	5.625 VALE OVERSE 190915	100,000.00	107,250.00	
	5.75 PETROBRAS IN 200120	685,000.00	716,852.50	
	6 VEDANTA RESOUR 190131	605,000.00	625,418.75	
	6.125 INVERSIONES 191105	100,000.00	108,819.20	
	6.25 FINANSBANK A 190430	200,000.00	209,246.00	
	6.25 UNIFIN FINAN 190722	200,000.00	203,750.00	
	6.75 BANCO BRADES 190929	100,000.00	108,946.00	
	6.75 RAS LAFFAN L 190930	255,000.00	283,619.16	
	6.875 MARFRIG HOL 190624	700,000.00	732,200.00	
	7 REP OF ANGOLA N 190816	415,937.50	425,870.08	
	7.25 CELULOSA ARA 190729	100,000.00	110,708.57	
	7.5 CODELCO INC 190115	490,000.00	540,698.83	
	7.5 CREDITO REAL 190313	200,000.00	206,500.00	
	7.625 ECOPETROL 190723	515,000.00	578,087.50	
	7.75 GAJAH TU 180206	705,000.00	651,420.00	
	7.75 MAJAPAHIT HO 200120	100,000.00	113,300.00	
	7.875 CONTROLADOR 191028	100,000.00	109,250.00	
	8 PETROLEOS MEXIC 190503	905,000.00	1,004,097.50	
	8.875 NATIONAL SA 180918	200,000.00	214,300.00	
	9 GOLDEN LEGACY P 190424	505,000.00	536,562.50	
	9.125 KAZMUNAIGAZ 180702	1,105,000.00	1,199,130.53	
	9.75 PETRO CO TRI 190814	100,000.00	106,027.00	
	社債券 小計	15,855,937.50	16,494,457.43 (1,875,254,865)	
アメリカドル 小計		22,980,937.50	23,891,394.00 (2,716,212,582)	

合 計		2,716,212,582 (2,716,212,582)	
-----	--	----------------------------------	--

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券	17銘柄 20.13%	20.13%
	特殊債券	7銘柄 10.83%	10.83%
	社債券	41銘柄 69.04%	69.04%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【米ドル建て好金利債券ファンド(為替ヘッジあり)2015-02】

【純資産額計算書】

平成29年2月28日現在
(単位:円)

資産総額	1,686,830,215
負債総額	1,084,097
純資産総額(-)	1,685,746,118
発行済口数	1,639,298,348 口
1口当たり純資産価額(/)	1.0283 (1万口当たり 10,283)

【米ドル建て好金利債券ファンド(為替ヘッジなし・早期償還条項付)2015-02】

【純資産額計算書】

平成29年2月28日現在
(単位:円)

資産総額	2,847,401,922
負債総額	2,582,152
純資産総額(-)	2,844,819,770
発行済口数	2,836,565,843 口
1口当たり純資産価額(/)	1.0029 (1万口当たり 10,029)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

報告書代替書面における「委託会社等の概況」の記載のとおりです。

報告書代替書面については、（<http://www.am.mufg.jp/corp/profile/accounting.html>）でもご覧いただけます。

2【事業の内容及び営業の概況】

報告書代替書面における「事業の内容及び営業の概況」の記載のとおりです。

3【委託会社等の経理状況】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の「冒頭書面」の記載のとおりです。

（1）【貸借対照表】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（1）「貸借対照表」の記載のとおりです。

（2）【損益計算書】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（2）「損益計算書」の記載のとおりです。

（3）【株主資本等変動計算書】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（3）「株主資本等変動計算書」の記載のとおりです。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(平成28年9月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成28年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。

(3) 再委託先

名称：シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インク

資本金の額：41.5百万米ドル(平成28年12月末現在)

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 再委託先：委託会社から債券等の運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(平成29年2月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の51.0%(107,855株)、株式会社三菱東京UFJ銀行は15.0%(31,757株)を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

1 当計算期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成28年11月14日 半期報告書

平成28年5月13日 有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年3月23日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 毅 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米ドル建て好金利債券ファンド（為替ヘッジあり）2015-02の平成28年2月16日から平成29年2月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米ドル建て好金利債券ファンド（為替ヘッジあり）2015-02の平成29年2月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月23日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 毅 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米ドル建て好金利債券ファンド（為替ヘッジなし・早期償還条項付）2015-02の平成28年2月16日から平成29年2月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米ドル建て好金利債券ファンド（為替ヘッジなし・早期償還条項付）2015-02の平成29年2月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。